

## 定 例 監 査 の 結 果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

### 2 監査の対象

消防本部 総務課、予防課、消防救急課、共同通信課、  
中消防署、東消防署、西消防署

### 3 監査の実施期間

令和6年3月27日～令和6年11月27日

### 4 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

### 5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

### 6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、消防長等の説明を聴取して監査を実施した。

### 7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

総務課、消防救急課

消防施設用地として借り受けている土地について、土地使用貸借契約に関する内規に基づき土地所有者に謝礼金を支払うこととされているが、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な対応をされたい。

(1) 市から認可地縁団体に所有権移転された土地について、認可地縁団体と使用貸借契約を締結していたが、謝礼金を支払っていないものがあった。

(2) 防火水槽が設置されていない土地の所有者と使用貸借契約を締結し、継続して謝礼金を支払っているものがあった。また、防火水槽が設置されている土地所有者に謝礼金を支払っていないものがあった。

なお、これらの不備については、消防施設用地について、土地所有者等の把握及び管理が十分にされていないことが原因であると思料されるため、抜本的な改善を含め、適正な対応に努められたい。